

保険医療機関及び保険医療担当規則に定める掲示事項

医療保険の届出状況について

≪4階病棟≫

当院は厚生労働大臣が定める基準により看護を行っている保険医療機関です。

1. 看護に関する事項

- (1) 当院の医療療養病棟では、1日8人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と8人以上の看護補助者が勤務しております。なお、時間帯の配置は下記のとおりです。
 - ① 9時30分から17時30分まで看護師及び看護補助者1人あたりの受け持ち数は4人以内です。
 - ② 17時30分から9時30分まで看護師及び看護補助者1人あたりの受け持ち数は27人以内です。

2. 保険医療機関の従業者以外の者による看護に対する事項

- (1) 当該病棟は、療養病棟入院基本料Ⅰにより看護・介護を行っている保険医療機関ですので、患者様の負担による付き添い看護は認めておりません。
- (2) 当該病棟では、患者様の症状等により医師の許可を得て、ご家族等患者様の負担にならない方が付き添うことは差支えありません。しかし、これが看護師等の看護を代替し、又は看護の補助とならないようご了承ください。
- (3) 家政婦等有料付き添いは認められておりませんのでご了承ください。

3. 入院時食事療養費に関する事項

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）適温で提供しております。

4. 東海北陸厚生局への届出事項に関する事項

- (1) 当該病棟は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っております。
 - 療養病棟入院基本料Ⅰ
 - 入院時食事療養／生活療養（Ⅰ）
 - 療養病棟療養環境加算Ⅰ
 - 在宅時医学総合管理料及び特定施設入居時等医学総合管理料
 - CT撮影 16列以上 64列未満のマルチスライス CT
 - 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）
 - 運動器リハビリテーション料（Ⅱ）
 - 医療安全対策加算 2
 - 感染対策向上加算 3（連携強化加算・サーベイランス強化加算）
 - 人口腎臓（慢性維持透析を行った場合）
 - 透析液水質確保加算
 - 診療録管理体制加算 2
 - 電子的診療情報連携体制整備加算 3
 - データ提出加算
 - 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
 - 入院ベースアップ評価料 52

5. 保険外負担に関する事項

当院では、タオル、オムツ他一部の「物」、「クリーニング」について、その使用料、利用回数に応じた実費での負担をお願いしております。